

衆議院議長 殿

地方自治体における犬・猫等愛護動物の引き取り制度および回収制度の撤廃  
ならびに殺処分および研究機関への払い下げ処分の撤廃を求める事に関する請願

一、請願趣旨

犬・猫等、愛護動物は「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、動物愛護法という）により保護されていますが、昭和48年の制定以来、現在もなお保健所や動物愛護センター等行政施設において、その大部分の尊い命を奪われているという現実があります。

動物愛護法第一章第二条にある「動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。」という基本原則に則り、愛護動物の愛護という大前提の下、保健所・動物愛護センター等、行政施設における犬・猫等愛護動物の引き取り制度、および地方自治体における「不要ペット回収車」巡回による「不要ペット」回収制度の撤廃、ならびに犬・猫等（野生動物を含む）愛護動物の殺処分機を用いた炭酸ガス注入による殺処分等、すべての殺処分の撤廃、および研究機関への犬・猫等愛護動物の払い下げ処分の撤廃等、保健所・動物愛護センター等行政施設における愛護動物の返還・譲渡以外の処分を撤廃してくださいようお願い申し上げます。

また、動物の殺処分や払い下げ処分に替わる新しい制度といたしましては、動物の殺処分・殺処分施設ともに全く存在しない、ドイツ・オランダ等の動物愛護先進国に倣い、飼い主のいない（又は飼い主が死亡・病気等、重大な事由により飼育不可能となった）動物たちのための動物愛護シェルターの設置と里親制度の制定をお願い申し上げます。

またそれに伴い、動物の個体管理と飼い主の明示を目的としたマイクロチップの挿入、および不用意に動物を殖やさない為の避妊・去勢手術の実施を原則として義務付けてくださいますようお願い申し上げます。

二、請願事項

- ①保健所・動物愛護センター等、行政施設における犬・猫等愛護動物の引き取り制度の撤廃
- ②地方自治体における「不要ペット回収車」巡回による「不要ペット」回収制度の撤廃
- ③保健所・動物愛護センター等、行政施設における犬・猫等（野生動物を含む）愛護動物の殺処分機を用いた炭酸ガス注入による殺処分等、すべての殺処分の撤廃
- ④保健所・動物愛護センター等、行政施設における研究機関への犬・猫等愛護動物の払い下げ処分の撤廃
- ⑤飼い主のいない（又は飼い主が死亡・病気等、重大な事由により飼育不可能となった）動物たちのための動物愛護シェルターの設置
- ⑥動物の里親制度の制定
- ⑦動物の個体管理と飼い主の明示を目的としたマイクロチップ挿入を原則として義務付ける事
- ⑧不用意に動物を殖やさない為の避妊・去勢手術の実施を原則として義務付ける事

以上の内容をもちまして、請願法に基づきここに請願いたします。

※自筆以外の  
場合のみ

氏名	住所	印
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	
	都道府県	

○黒のボールペンを用いて、原則としてご本人の自筆にてご署名をお願い致します。

○自筆でのご署名が難しい場合は、右枠に必ず押印をお願い致します。（自筆以外の場合のみ）

○ご家族で苗字・ご住所が同じ場合も、省略せずご記入くださいますようお願い致します。

ご記入いただいた個人情報は、当署名以外の目的では使用いたしません。 署名企画者：飯塚 奈美

★ご署名いただきました署名用紙は、恐れ入りますが、下記宛先までご郵送下さいますよう、お願い申し上げます。

署名用紙宛先： 〒231-0033 神奈川県横浜市中区長者町9-139-p39 飯塚 奈美

■オンライン署名プロジェクト「保健所への動物の持ち込み禁止および殺処分の撤廃」も同時受付中です。  
どうぞよろしくお願い致します。 プロジェクトURL <http://www.shomei.tv/project-1981.html>（'13.8/5まで）  
オンライン署名企画者：飯塚 奈美